

新たな麦・大豆政策の推進

～水田農業経営の確立へ向けて～

平成12年度からの新しい水田農業基本政策が、農林水産省から「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」として、すでに公表されている。

主な内容はつぎのとおり。

- ①単なる米減らしという観点ではなく、麦・大豆などの土地利用型作物の生産振興や水田の有効利用に力点を置いている。このため、農業者が中期的な見通しの下で安心して麦・大豆などを本格的に生産できるよう、5年間の安定的な仕組みとしている。
- ②麦・大豆などの主産地を形成するため、いままで以上に地域ぐるみで計画的に取り組むことが重要であることから、地域の生産者・生産者団体・市町村などの関係者からなる水田農業推進協議会が主体となって、5年間の水田農業振興計画を策定する。
- ③この水田振興計画にもとづいて、経営確立助成を交付するとともに、水田の汎用のための基盤整備や、麦・大豆などの生産・流通の合理化のための機械・施設の助成などについても、この計画にもとづいて、麦・大豆などの生産の定着・拡大に向けて積極的に取り組む地域に対して、重点的に実施することとした。

それには、基本的な栽培技術の実施が要件化されている。

具体的には、地域ぐるみの麦、大豆、飼料作物の主産地形成に向けた取り組みのなかで、基本的な栽培技術の実施などの技術要件を6個以上満たして生産する場合には、10a当たり4万円が基本助成される(表の○印)。

そのなかで、土づくりが重要な技術対策となっており、石灰窒素、熔リンの使用がすすめられている(「土づくり」の区分を参照)。

麦

区分	技術の名称	左の具体的な実施項目
土 づ く り	○土壌診断にもとづく施肥設計	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断はつぎに掲げる事項をすべて満たすものとする。 ①土壌診断は麦の播種前に実施する。土壌サンプリングは原則として 各圃場ごとにおこなうが、地形、土地の来歴に応じサンプリング密度、 点数を調整する。診断項目は、pH、有効態リン酸、置換性石灰、置換性苦土などを基本とし、地域ごとに必要な項目を追加しておこなう。 ②土壌診断の結果にもとづき施肥設計をおこない、設計どおりに施肥を実施する。
	○土壌改良資材の投入による土壌改良技術	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌改良技術はつぎのいずれかを実施する。 ①石灰などの施用による酸度矯正 ②熔成リン肥の施用によるリン酸補給 ③石灰窒素などの施用による、稲わら、麦稈すき込み時の窒素飢餓の回避
	○堆肥施用による地力増進	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の施用により、地力の向上および物理性の改善をおこなう。 未完熟の稲わらなどのすき込みは対象外とする。

大豆

区分	技術の名称	左の具体的な実施項目
土 づ く り	○土壌診断にもとづく施肥設計	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断はつぎに掲げる事項をすべて満たすものとする。 ①土壌診断は大豆の播種前に実施する。土壌サンプリングは原則として 各圃場ごとにおこなうが、地形、土地の来歴に応じサンプリング密度、 点数を調整する。診断項目は、pH、有効態リン酸、置換性石灰、置換性苦土などを基本とし、地域ごとに必要な項目を追加しておこなう。 ②土壌診断の結果にもとづき施肥設計をおこない、設計どおりに施肥を実施する。
	○土壌改良資材の投入による土壌改良技術	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌改良技術はつぎのいずれかを実施する。 ①石灰などの施用による酸度矯正 ②熔成リン肥の施用によるリン酸補給 ③石灰窒素などの施用による、稲わら、麦稈すき込み時の窒素飢餓の回避
	○中耕・培土	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌や排水条件により湿害が回避できる場合には、培土は省略可能とする。